



新市庁舎の【活用】を考えるシンポジウム実行委員会  
活動報告書

平成 27 年度

## 目次

### 1 はじめに

### 2 委員会規約、構成団体

### 3 活動記録

#### (1) 第1回シンポジウム

フライヤー(案内チラシ)、当日配布資料、当日投影資料、アンケート集計、議事録、当日スナップ

#### (2) 第2回シンポジウム

フライヤー(案内チラシ)、当日配布資料、当日投影資料、書込サマリー、議事録、当日スナップ

#### (3) ワークショップ

フライヤー(案内チラシ)、当日配布資料、当日投影資料、プレゼン資料、

#### 4 実行委員会（第1回～第4回）資料

(1) 第1回実行委員会

(2) 第2回実行委員会

(3) 第3回実行委員会

(4) 第4回実行委員会

# 1 はじめに

## 設立趣旨

横浜市の市庁舎は、現在の関内駅前から北仲通(きたなかどおり)地区に移転することが平成 26 年秋に決定し、平成 32 年(2020 年)のオープンをめざして、設計と工事を一括して行う事業者の募集が平成 27 年 6 月から始まり、事業者は同年 12 月に決定し、平成 28 年早々から建物の設計がスタートする予定です。

新しい市庁舎には、「行政機関としての市役所」や「議会」のほかに、市民に親しまれ、訪れる人々が「横浜らしさ」を感じられる空間が整備されることになっています。

みなとみらい線馬車道駅コンコースと直結する位置に「祝祭性・おもてなし」の場となる「屋根付き広場」を設けられ、大岡川に面した部分には「水辺の憩い空間」が整備され、建物の足元部分には、これらとの関係性を考えながら、商業や市民利用施設などが配置される計画となっています。

これらの空間が生き活きと使われた時、新しい市庁舎は、「横浜のチャレンジ性」をお見せする場、国内外のお客様がいらっしゃる「ハレの舞台」そして、私たち横浜市民が「活動し、交流する場」となることが出来るでしょう。

新しい市庁舎の低層部が、そのような「横浜を象徴する場」「横浜にしかでき

ない先進的な開かれた場」となるためには、今この時点で関心を持つ市民や様々な活動団体、企業などが、アイデアを出し合いながら、「真に街に開かれた空間」の様々な活用やマネージメントについて、横浜市と一緒に議論を始めるべきと考えます。

この実行委員会は、そうした思いを持った、まちづくり団体、商店街、市民活動団体、経済団体と横浜市が組織しました。シンポジウムでは、全国で活躍している方々を招き、オープンスペースの使い方などの先進事例を紹介していただくとともに、活発なパネルディスカッションによって今後につながる有意義なご意見をいただきました。また、ワークショップでは、市民の皆さまと一緒にアイデアソンという手法を用いて議論し、新市庁舎の低層部を活用するための発想豊かなアイデアをまとめることができました。

こうした取組が新しい横浜市庁舎の「活用」や、関内地区など周辺地区の「活性化」について、官と民とが手を携えて考える場づくりの第一歩にしたいと考えています。

## 2 委員会規約、構成団体

新市庁舎の【活用】を考えるシンポジウム実行委員会

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会規約

### (名称)

**第1条** 本会は、横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

### (目的)

**第2条** 実行委員会は、横浜新市庁舎の活用をテーマとしたシンポジウム、ワークショップ等（以下「シンポジウム等」という）を主催し、横浜新市庁舎の主に低層部の利活用や周囲の街との連携等を市民と議論することにより、新市庁舎建設への市民の関心を高めるとともに、具体的な設計・建設に市民の意見を反映させることを目的とする。

### (事業)

**第3条** 実行委員会は、前条の目的を達成するために、シンポジウム等の企画、準備、広報、開催及び運営を行う。

### (組織)

**第4条** 実行委員会は、別表に掲げる構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 実行委員会に会長、監査役、事務局長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 監査役及び事務局長は、会長が指名する。

### (会長)

**第5条** 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

### (監査役)

**第6条** 監査役は、実行委員会の会計を監査する。

### (事務局長)

**第7条** 事務局長は、実行委員会の事務局を統括し、庶務、会計、広報、会議運営等を行う。

- 2 事務局は、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ内に置く。

### (会議)

**第8条** 実行委員会の会議はシンポジウム等開催内容の決定と、予算・決算の承認等を行う。

- 2 会議は必要に応じて会長が招集する。
- 3 会議は委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議開催の暇がないと会長が判断した場合は、各実行委員に議案について個別に承認を得る方法により、会議開催に代えることができる。



(会計)

第9条 実行委員会の経費は、補助金、協賛金、会議参加費、その他収入をもってあてる。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第10条 実行委員会の活動期間は、第2条の目的を達成するまでとし、実行委員会の承認をもって解散する。

(残余財産の帰属)

第11条 実行委員会が解散したときの残余財産は、実行委員会の承認を得て処分する。

(雑則)

第13条 この規約に定めのない事項に関しては、会長が定め、必要に応じて実行委員会の承認を得るものとする。

付則

この規約は、平成27年8月18日から施行する。

この規約は、平成27年9月14日から施行する。

別表

構成団体 (五十音順)
関内まちづくり振興会
市民セクターよこはま
野毛地区街づくり会
馬車道商店街協同組合
Hama Bridge 濱橋会
水辺荘
横浜市
よこはま市民メセナ協会
横浜商工会議所都市政策委員会
横濱まちづくり倶楽部

横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 名簿

役職	氏名	帰属団体
会長	金子 修司	横浜商工会議所 都市政策委員会
監査役	中川 理夫	横浜市
事務局長	五十嵐 洋志	関内まちづくり振興会
	秋山 修一	関内まちづくり振興会
	吉原 明香	市民セクターよこはま
	平出 揚治	野毛地区街づくり会
	六川 勝仁	馬車道商店街協同組合
	荒井 浩	Hama Bridge 濱橋会
	山崎 博史	水辺荘
	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会
	近澤 弘明	横濱まちづくり倶楽部